

# 青森県報

第三千五百六十五号

平成二十四年  
七月十七日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課)	三

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生化課)	三
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	五
右	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(中南地域)	七
右	(同)	七
右	(同)	七
右	(同)	七
同	(下北地域)	八

## 告 示

青森県告示第五百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社フアイン	八戸市西白山台三丁目七の九	訪問介護	ケアセンタ ーしおん	八戸市西白山台三丁目七の九	平成 二四・七 一

青森県告示第五百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社フアイン	八戸市西白山台三丁目七の九	訪問介護	ケアセンタ ーしおん	八戸市西白山台三丁目七の九	平成 二四・七 一

青森県告示第五百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社伸栄会	株式会社伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	居宅介護	伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	平成二四・七一
株式会社伸栄会	株式会社伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	重度訪問介護	伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	"
株式会社伸栄会	株式会社伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	同行援護	伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	"
株式会社伸栄会	株式会社伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	行動援護	伸栄会	弘前市大字八幡二丁目二八の二	"
日本健康開発株式会社	日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡三丁目一の一	居宅介護	ひなた松原	弘前市大字松原東三丁目二の一	二四・八一
日本健康開発株式会社	日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡三丁目一の一	重度訪問介護	ひなた松原	弘前市大字松原東三丁目二の一	"
日本健康開発株式会社	日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡三丁目一の一	同行援護	ひなた松原	弘前市大字松原東三丁目二の一	"

青森県告示第五百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人義栄会	社会福祉法人義栄会	青森市大字駒込字月見野九一八の三	放課後等デイサービス	ふらわあ	青森市大字駒込字月見野九一八の三	平成二四・七一

青森県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年八月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	種道路類	路線名	変更の区間		備考
			前後別の	敷地の幅員	
1	県道	町居平賀停車場線	平川市本町平野二二の二から平川市本町平野二七の三まで	敷地の幅員 前 四〇・五〇メートル 後 一七・三〇メートルから一七・三〇メートルまで	敷地の延長 四〇・五〇メートル

2	県道	畑中竹鼻線	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館九三の九から 南津軽郡田舎館村大字八反田字古館一〇六の一まで
	後	一〇・〇〇メートルから 一三・三〇メートルまで	二八九・八〇メートル
	前	一六・四〇メートルから 一三・二〇メートルまで	二八九・八〇メートル

青森県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年八月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道町居平賀停車場線	平川市本町平野二二の二から 平川市本町平野二七の三まで	平成西・七七

青森県告示第五百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十四年七月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十三年二月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十一年二月四日青森県告示第八十号）の事業地に青森市富田一丁目を加え、同事業地のうち柳川一丁目地内の一部を削る。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十一年二月四日青森県告示第八十号）の事業地のとおり変更なし。

青森県告示第五百八十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十四年六月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六四の五

大鰐りんご商業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県就職支援チーム

三 代表者の氏名

山内 政範

四 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡八一三

五 定款に記載された目的

この法人は、若年求職者及び中高年齢求職者等、職を求める人達に対して就労する為の補助支援に関するすべての業務を行い、各企業や各学校、行政そして地域一体となり、一人でも多くの未就労者が就職できるようにサポートすることにより、地域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 team Step by step

三 代表者の氏名

葛西 優子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東三丁目一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしかかわらず、すべての児童が地域社会で互いに理解することで、心身ともに健全に育成され、自立していけるよう障害福祉サービス事業や子育て応援事業などにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ともいきの会

三 代表者の氏名

河原木 一郎

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上一丁目一〇の九

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、ホームレス、高齢者、触法障がい者、その他福祉サービスが必要とする方々に対して、福祉に関する事業を行い、その方々に寄り添う支援を通して誰もが住みやすい地域づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・ハピたの

三 代表者の氏名

中沢 洋子

四 主たる事務所の所在地

十和田市稲生町一五の二四とわだバルコビル四F

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、子どもをとりまく環境を充実させる事業を行い、子どもも大人も豊かに育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|                                                      |                                                      |              |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 変 更 前                                                | 変 更 後                                                | 年 変 更 月 日    |
| マックスバリュ東北株式会社<br>秋田県秋田市土崎港北一丁目六<br>の二五<br>代表取締役 反田悦生 | マックスバリュ東北株式会社<br>秋田県秋田市土崎港北一丁目六<br>の二五<br>代表取締役 宮地邦明 | 平成<br>三・五・一八 |
| 株式会社サンデー<br>八戸市根城六丁目二二の二〇<br>代表取締役 和田正徳              | 株式会社サンデー<br>八戸市根城六丁目二二の二〇<br>代表取締役 宮下直行              |              |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|                                                      |                                                      |              |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 変 更 前                                                | 変 更 後                                                | 年 変 更 月 日    |
| マックスバリュ東北株式会社<br>秋田県秋田市土崎港北一丁目六<br>の二五<br>代表取締役 反田悦生 | マックスバリュ東北株式会社<br>秋田県秋田市土崎港北一丁目六<br>の二五<br>代表取締役 宮地邦明 | 平成<br>三・五・一八 |
| 株式会社サンデー<br>八戸市根城六丁目二二の二〇<br>代表取締役 和田正徳              | 株式会社サンデー<br>八戸市根城六丁目二二の二〇<br>代表取締役 宮下直行              | "            |
| 株式会社大創産業<br>広島県広島市西区大字吉行<br>字向一の六〇<br>代表取締役 矢野博文     | 株式会社大創産業<br>広島県広島市西区吉行東一丁<br>目四の一四<br>代表取締役 矢野博文     | 一六・三・一       |
| 株式会社ツルハ<br>北海道札幌市北二十四条東二十<br>丁目一の二四<br>代表取締役 鶴羽樹     | 株式会社ツルハ<br>北海道札幌市東区北二十四条東<br>二十丁目一の二一<br>代表取締役 鶴羽樹   | 一六・九・三       |
| 株式会社長吉屋<br>三沢市松園町三丁目二の七<br>代表取締役 吉田憲司                | 変更無し                                                 |              |

四 届出年月日

平成二十四年六月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成二十四年七月十七日から同年十一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二三

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

三 変更しようとする事項

| 区 分                  | 変 更 前                                                   | 変 更 後                                                   | 変 更 年 月 日    |
|----------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------|
| 大規模小売店舗の施設運営に関する事項   | 大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻                                    | 大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻                                    | 平成二十四年六月二十九日 |
| 大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻 | マックスバリュ東北株式会社 午前九時～午後十二時                                | マックスバリュ東北株式会社 午前七時～午後十二時                                | 平成二十四年六月二十九日 |
| 大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻 | 株式会社サンデー 午前九時～午後九時                                      | 株式会社サンデー 午前七時～午後九時                                      | 平成二十四年六月二十九日 |
| 大規模小売店舗の営業開始時刻及び閉店時刻 | マックスバリュ東北株式会社 午前八時三十分～午後五時三十分（ただし、年間十日は午前八時三十分～午後五時三十分） | マックスバリュ東北株式会社 午前六時三十分～午後五時三十分（ただし、年間十日は午前六時三十分～午後五時三十分） | 平成二十四年六月二十九日 |

四 届出年月日

平成二十四年六月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成二十四年七月十七日から同年十一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桑田土木
- 二 代表者の氏名 桑田 洋昭
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字津賀野字瀬ノ上八七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三三一一五号
- 五 取消年月日 平成二十四年五月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木村木工所
  - 二 氏名 木村 昭二郎
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字和徳町二四七
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五二九四号
  - 五 取消年月日 平成二十四年六月五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
建具工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年五月二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十四年七月十七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 館田建設
  - 二 氏名 館田 敏
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大久保字沼田一七九の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第四〇九九号
  - 五 取消年月日 平成二十四年六月二十日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 坪塗装店

二 氏名 坪 正春

三 主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一一一四九号

五 取消年月日 平成二十四年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭